

福岡県県土整備部における改良土申請要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県県土整備部において使用できる改良土の承認要領（以下、「承認要領」という。）への申請に必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において「技術調査室」とは、福岡県県土整備部企画課技術調査室をいう。

2 この要領において「申請者」とは、新たに福岡県県土整備部において使用できる改良土の承認を受けようとする者をいう。

(対象)

第3条 この要領で対象とするものは、新たに福岡県県土整備部において使用できる改良土とする。

(申請の手続き)

第4条 申請者は、承認要領に定めるところにより、次にあげる書類のうち必要なものを福岡県県土整備部に提出しなければならない。

- (1) 改良土使用承認申請書 (別紙-1)
- (2) 添付書類一覧表 (別添-1)
- (3) 改良土製造施設所在図面 (縮尺1/50,000 程度)
- (4) 改良土製造施設平面図
- (5) 原材料、改良土ストックヤード平面図
- (6) 改良土生産工程フロー図
- (7) 施設設置に係る諸届出及び許可書の写し
- (8) 改良土製造施設構造規格等詳細図書
- (9) 品質管理体制及び規定 (試験機器等内訳)
- (10) 安全管理組織図
- (11) 技術責任者名報告書 (様式-1)
- (12) 改良土出荷実績表
- (13) 改良土の品質及び環境試験結果
- (14) 改良土製造施設等の写真
- (15) 改良土の出荷地域及び改良土単価見積書
- (16) その他、技術調査室から求められた資料

- 2 申請者は、前項の申請書一式（以下、単に「申請書」という。）を作成した後、技術調査室において書類審査を受けなければならない。また申請者は、技術調査室による書類審査において申請書に不備が認められた場合は、遅滞なく修正し、再度書類審査を受けなければならない。
- 3 申請者は、書類審査に合格した後、施設の所在地を管内とする県土整備事務所に、申請書を2部提出する。
- 4 申請書を受領した県土整備事務所は、申請書の内容を確認し、不備が認められなければ1部は県土整備事務所にて保管し、1部は技術調査室へ進達する。
- 5 技術調査室は、承認要領に定めるところにより、施設への立ち入り調査を行う。立ち入り調査において疑義が生じた場合には、技術調査室と申請者において協議を行う。技術調査室は、申請者に対して、承認に必要な措置を命ずることができる。
- 6 福岡県県土整備部長は、承認したときは、申請者に対し承認要領第11条第2項に規定する承認した旨の文書を交付するものとする。この文書は、承認書（様式-4）によるものとする。
- 7 申請に係る費用は、技術調査室職員の交通旅費を除いて申請者が負担する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

この要領は平成19年7月2日から施行する。

この要領は平成19年11月1日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成24年11月1日から施行する。

この要領は平成27年4月16日から施行する。